4　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する者			
5　不動産賃貸業を営む者であって、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）に規定する空家等対策計画を策定している市町村（空家等対策計画において対策を定めて除去のみを定めている市町村を除く。）の区域内において、老朽化した賃貸用不動産の改修を行う者			
	七　情報技術の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う者		
	八　1　経済の構造的変化等に適応するために海外展開を行う者又は海外展開事業の再編を行う者		
	2　海外における経済の構造的変化等に対応するために海外展開事業の再編を行う者		
	3　海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている者		
	九　1　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下「過疎法」という。）に定める過疎地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者		
	2　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）に定める半島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者		
	3　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）に定める離島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者		
	4　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）に定める奄美群島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者		
	5　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）に定める小笠原諸島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者		
	6　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に定める振興山村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者		
	7　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）に定める特別豪雪地帯において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者		
		中小企業における情報技術の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術の活用の促進を図ること。	
		経済の構造的変化等に適応するために中小企業が行う海外の地域における事業の開始、海外展開事業の再編等を支援すること。	
		地域における中小企業者の企業立地等の促進、立地条件の改善、共同化の促進、女性従業員及び若者従業員の活用促進等により、当該地域経済の活性化を図ること及び地域における雇用の促進等を図ること。	

		8　過疎法に定める過疎地域を市町村数で百分の三十以上含む広域市町村圏内の非過疎市町村又は過疎地域に隣接していまる非過疎市町村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	
		9　農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）に基づく工業等導入地区において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	
		10　1から9までの地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	
		11　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）に定める特定被災区域のうち岩手県、宮城県若しくは福島県において、新たに雇用を行う者又は雇用調整助成金等に係る実施計画の届出が受理された者	
		12　集積の形成及び活性化に関する基本計画で定められた集積区域において、企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けた者	
		13　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた者	
		14　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に基づく一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局へ届け出ている者及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条に基づく一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局へ届け出ている者又は地方公共団体が推進する施策に基づいている女性従業員の活用促進に取り組む者	
		15　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十五条に基づく認定を受けた者	
		16　事業所内に保育施設を整備する者	
	十　1　経済的若しくは社会的に有用な事業を承継する者又は事業の承継を計画するもの		地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者の資金調達の円滑化を支援すること。
	2　安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者		
	十一　1　小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者であって、おもてなし規格認証を取得した者		観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図ること。
	2　訪日外国人旅行者の消費需要の取り込みを図る者		